

事業用自動車の重大事故に関する 事故調査機能の強化について

平成25年11月
自動車局安全政策課

経緯

- 運輸技術審議会・答申(平成11年6月)
 事故情報の収集・分析体制を充実しつつ、事業用自動車の安全対策及び車両に係る安全対策の充実を図る必要が指摘された。→ 有識者による「交通事故要因分析検討会」の設置(平成13年度～)
- 平成20年運輸安全委員会設置法改正時の附帯決議等
 平成20年の運安委設置法改正時の附帯決議等において、「法施行5年後において、業務範囲に自動車事故を加えるなど、運輸安全委員会の在り方について検討する」とされた。→ 平成25年10月に5年が経過

現状課題、社会的要請

課題等への対応

- 事故の多面的調査や、事故の背景にある組織的・構造的問題等の分析が必ずしも十分でない。専門性の更なる向上も必要。
 (現在、運輸局職員が調査。自動車局単独で設置した「交通事故要因分析検討会」で分析)

- より客観性、実効性のある再発防止策が望まれる。(現在は内部検討会からの報告)

国土交通省と警察庁の協力の下、外部委託により、「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、調査・分析を実施

- より高度かつ複合的な調査・分析の実現
 - ⇒ 交通、道路、車両等に加え、組織マネジメント、健康・過労、ヒューマンファクター等の分野の専門家により、より高度な複合分析を実施
 - ⇒ 関係機関の連携や情報共有を強化
 - ⇒ 運輸安全委員会からの技術的助言

- 客観性の更なる向上、施策への反映
 - ⇒ 外部に中立的な事故調査委員会を設置
 - ⇒ 再発防止策の「意見」を提出
 (国交省、警察庁がこれを真摯に受け止め、所要の措置を講じる)

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められているところ。
- このため、国土交通省自動車局、道路局及び警察庁交通局の協力の下、外部委託により「事業用自動車事故調査委員会(仮称)」を設け、事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言を行わせることとする(平成26年度から実施予定)。

